

【 I 調査の概要】

1 調査の目的

商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)によって実施される。

3 調査の期日

平成26年7月1日【経済センサス-基礎調査との同時(一体的)調査】

4 調査の範囲

日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「大分類 I -卸売業・小売業」に属する事業所(警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所(商業統計調査規則第4条参照)を除く)を対象とする。

調査は、民営の事業所を対象としている。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所(売店等)、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とする。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者が居る場合は対象とした。

5 調査の方法及び経路

・調査員調査

報告者(事業所)が自ら調査票に記入する方式(自計方式)による調査員調査方式

・本社等一括調査

商業企業の本社・本店等の傘下の商業事業所の調査票を企業が事業所ごとに一括して作成し、経済産業省へ提出する本社等一括調査方式

6 『商業統計確報』における集計対象事業所

産業大分類「I -卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

7 用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、

一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業者
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
修理料収入の方が多くても、同種商品の販売をしている場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類R－サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売りしている場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいい、以下の者の計である。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 期間を決めずに雇用されている者
 - イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - ウ 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

(5) 年間商品販売額

平成25年1月から12月までの1年間の商品販売額（消費税等を含む）をいう。

(6) その他の収入額

平成25年1月から12月までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商品販売額以外の事業による収入額を合計したものをいう。

(7) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩所、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

8 記号及び注記

- (1) 経済産業省『平成26年商業統計確報』の調査票情報を関市が独自集計したものであり、経済産業省が公表したものとは相違することがある。
- (2) 概要表及び統計表中の「－」は該当数値なしを表している。

「x」は事業所数が1又は2に関する数値のため、秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に
関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (3) 「年間商品販売額」、「構成比」の数値については、四捨五入の関係で内訳と合計が必ずしも一致しない。
- (4) 平成26年商業統計調査は、日本標準産業分類の第12改定及び調査設計の大幅変更が行われたことに伴い、平成19年商業統計調査の数値とは接続しないため、比較は行っていない。

- (5) 平成24年経済センサスー活動調査との比較は、本調査との集計対象範囲の違いもあり、行っていない。